

「類似商品・役務審査基準」の見直しについて

平成２１年１０月
特 許 庁

１．経緯

「類似商品・役務審査基準（以下、「類似基準」という。）」については、「商標制度の在り方について」（平成１８年２月 産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会報告書）及び知的財産推進計画２００６～２００９において、経済の実態や取引の実情に合致したものとするために必要な見直しを行うよう要請されてきたところである。

第１９回商標制度小委員会において了承された「類似基準」の見直しに係るスケジュールの一環として、昨年度、調査研究を行い、基本的な見直しの方向性について報告（資料４－２、４～６頁参照）を得ている。

２．現状

現在、１．の調査研究によって報告された基本的な見直しの方向性に則して、類似基準の改正案（別紙参照）を検討している。

なお、現時点における検討では、全体で約６０以上の類似関係の変更が必要と考えられる。また、類似関係を変更した場合、登録商標に付されているデータも変更が必要なところ、これらと関連する登録商標が約７０万件となり、データ整備が必要なこれらの指定商品・役務の数も約６６０万個と予想される。

今後、これらのデータ整備を行うには、相当の作業期間が必要と考えられる。

３．今後の進め方

今般、以下の基本的な方向性についてご審議頂く。

小委員会における意見を踏まえ、基本的な方向性に則した類似基準の改正案を作成して、パブリックコメントを経て具体的類似範囲を決定し、スケジュール（資料４－２、７頁参照）にしたがって、その後の作業を行うこととする。

- （１）複数の類に及ぶ類似関係については、特に、現在も類似関係にあるか詳細に見直しを図り、類似関係や取引実態が希薄なものと判断される場合は例示から削除する等により、複数の類に及ぶ類似関係の縮小を図る。
- （２）類似基準の見直しによって、これまで登録できていたものが、他人の権利と類似することとなり登録できなくなるような見直しについては、企業のブランド戦略に支障が生じないよう、業界の意向や審判決の動向を踏まえ、必要最小限の範囲にとどめる。
- （３）新類似基準の導入にあたっては、原則として出願日を基準に適用をしつつ、審査の過程において出願人から類似しないと主張及び立証があった場合は、当該取引実情を参考にして類否判断を行う。

「類似商品・役務審査基準」の改正案（一例）

● 「手袋」関連の見直し

関連区分：第9類、第10類、第17類、第21類、第25類

現行類似群コード：17A04

改正内容：参考資料○を参照。

第9類「事故防護用手袋」（17A04）、第10類「医療用手袋」（17A04）、第17類「絶縁手袋」（17A04）、第21類「家事用手袋」（17A04）及び第25類「手袋」について、以下の3つの類似群に分割する。なお、第25類の「手袋」の類似群については、現状どおりとする。

① 「17A04」

現行の類似基準において「17A04」とされている商品のうち、②及び③以外の商品（特殊な用途に供する手袋が除かれることとなり、主として防寒又はファッション目的の手袋がこの類似群に残ることとなる。）を「17A04」とする。

第25類「手袋」

② 「17A08」（新規）

現行の類似基準において「17A04」とされている商品のうち、薬品からの肌荒れ、絶縁、防水、耐熱、切創防止等の目的で用いたり、作業のために用いたりする手袋である以下の商品を「17A08」として例示する。

第9類「事故防護用手袋」

第17類「絶縁手袋」

第21類「家事用手袋」

③ 「17A09」（新規）

現行の類似基準において「17A04」とされている商品のうち、診断、治療又は手術等に用いる以下の手袋を「17A09」として例示する。

第10類「医療用手袋」

改正イメージ（一例）

17A04

<p>第5類 失禁用おしめ</p> <p>第9類 事故防護用手袋</p> <p>第10類 医療用手袋</p> <p>第16類 紙製幼児用おしめ</p> <p>第17類 絶縁手袋</p> <p>第21類 家事用手袋</p> <p>第25類 アイマスク エプロン えり巻き 靴下 ゲートル 毛皮製ストール ショール スカーフ 足袋 足袋カバー 手袋 布製幼児用おしめ ネクタイ ネッカチーフ バンダナ 保温用サポーター マフラー 耳覆い</p> <p>－関連する小売等役務－ 【35K02】 第35類 被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p>

17A08

<p>第9類 事故防護用手袋</p> <p>第17類 絶縁手袋</p> <p>第21類 家事用手袋</p>

17A09

<p>第10類 医療用手袋</p>
